

○徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規則

令和5年3月28日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(費用の納入)

第2条 条例第3条に規定する費用は、前納とする。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手又は広域連合長が定めるこれに類する証票で納付する方法
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法
- (3) 現金により納付する方法

第4条 法、令及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の施行のために必要な文書の様式は、別に定めるもののほか、次の表に掲げるところによるものとする。

区分	様式名	根拠規定
1	個人情報ファイル簿（様式第1号）	法第75条
2	保有個人情報開示請求書（様式第2号）	法第77条
3	保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）	法第82条第1項
4	保有個人情報部分開示決定通知書（様式第4号）	法第82条第1項
5	保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）	法第82条第2項
6	保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）	法第83条第2項
7	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）	法第84条

8	事案移送（全部・一部）通知書（様式第8号）	法第85条第1項, 法第96条第1項
9	意見照会書（様式第9号, 別紙）	法第86条
10	保有個人情報開示決定等に関する通知書（様式第10号）	法第86条第3項
11	保有個人情報訂正請求書（様式第11号）	法第91条
12	保有個人情報訂正決定通知書（様式第12号）	法第93条第1項
13	保有個人情報不訂正決定通知書（様式第13号）	法第93条第2項
14	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第14号）	法第94条第2項
15	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第15号）	法第95条
16	保有個人情報等訂正実施通知書（様式第16号）	法第97条
17	保有個人情報利用停止請求書（様式第17号）	法第99条第1項
18	保有個人情報利用停止決定通知書（様式第18号）	法第101条第1項
19	保有個人情報の利用不停止決定通知書（様式第19号）	法第101条第2項
20	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第20号）	法第102条第2項
21	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第21号）	法第103条
22	審査会諮問通知書（様式第22号）	法第105条第2項

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

保有個人情報開示請求書

徳島県後期高齢者医療広域連合長 様

	請求者 氏名 住所 連絡先電話番号() — (法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)
--	--

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の具体的な内容	
希望する開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴及び写しの交付

※ 代理人又は遺族等が請求する場合は次の項目についても記入してください。

代理人又は遺族等による請求	本人の氏名	年 月 日生
	本人の住所(居所)	連絡先電話番号() —
	代理人の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人(□未成年者 □成年被後見人) <input type="checkbox"/> 任意代理人
	遺族等の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者 □2親等以内の血族(続柄) <input type="checkbox"/> 相続人(上記の配偶者及び2親等以内の血族を除く。)
	代理人が請求する理由	

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付で請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項により、次のとおり全部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間
開示の場所	
開示の方法	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

(注)1 本人が開示を受ける際には、この通知を係員に提示するとともに、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

2 代理人が開示を受ける際には、この通知を係員に提示するとともに、代理人自身の(注)1の書類に加え、法定代理人にあつては法定代理人の資格を証明するために必要な書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を、法定代理人以外の代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状を提示し、又は提出してください。

3 遺族等が開示を受ける際には、この通知を係員に提示するとともに、遺族等自身の(注)1の書類に加え、遺族等であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

4 指定された保有個人情報の開示の日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を担当課に連絡してください。

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報部分開示決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間
開示の場所	
開示の方法	
開示をしない部分	
開示をしない理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
この決定に不服がある場合には、この決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

(注)1 本人が開示を受ける際には、この通知を係員に提示するとともに、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

2 代理人が開示を受ける際には、この通知を係員に提示するとともに、代理人自身の(注)1の書類に加え、法定代理人にあつては法定代理人の資格を証明するために必要な書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を、法定代理人以外の代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状を提示し、又は提出してください。

3 遺族等が開示を受ける際には、この通知を係員に提示するとともに、遺族等自身

の(注)1の書類に加え、遺族等であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

4 指定された保有個人情報の開示の日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を担当課に連絡してください。

様式第5号(第4条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報不開示決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示をしない理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
この決定に不服がある場合には、この決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

様式第6号(第4条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求がありました保有個人情報の開示については個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第7号(第4条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定を適用することとし、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定をする期限	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第84条を適用する理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第8号(第4条関係)

第 号
年 月 日

事案移送(全部・一部)通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けでありました保有個人情報の(開示・訂正)請求については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(第85条第1項・第96条第1項)の規定により事案を移送したので通知します。

請求年月日	年 月 日
請求に係る保有個人情報の内容	
移送を受けた実施機関	<input type="checkbox"/> 広域連合長 <input type="checkbox"/> 議会 <input type="checkbox"/> 選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 監査委員
移送をした日	年 月 日
移送をした内容	
請求を受けた担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
移送を受けた担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
備考	

(注)1 移送した内容については、移送を受けた実施機関が(開示・訂正)決定等を行います。

2 この通知に対するお問合せ等は、直接上記の請求を受けた主管課等までお寄せください。

様式第9号(第4条関係)

第 号
年 月 日

意見照会書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条では、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対して意見書を提出する機会を付与することを規定しています。

この度、次のとおり、あなた(貴団体)に関する情報が記録されている保有個人情報について本人開示請求がありましたので、当該保有個人情報の開示決定等を行うことについて御意見があれば、別紙「保有個人情報の開示決定に係る意見書」を提出してください。

開示請求のあった日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の名称	
開示請求に係る保有個人情報に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書提出先	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
意見書提出期限	年 月 日まで

(注)1 この意見照会は開示請求に係る保有個人情報について開示決定等を行う際に参考とするため行うものです。

2 提出期限までに意見書の提出がない場合は、意見照会の手続を終結します。

(別紙)

年 月 日

保有個人情報の開示決定に係る意見書

徳島県後期高齢者医療広域連合長 様

	氏名 住所 連絡先電話番号() — (法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)
--	---

年 月 日付け 第 号で照会があつたことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の名称	
保有個人情報の開示決定に対する意見	1 開示してもよい。 2 開示に反対する。
保有個人情報の開示決定に反対する理由(どの部分を開示すると、どのような支障が生じるのか具体的に記載してください。)	
※上記で2を選択した場合に記載してください。	

様式第 10 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定に関する通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けのあなた(貴団体)に関する情報が記録されている保有個人情報の本人開示請求については、次のとおり開示することと決定したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

意見書の提出があった保有個人情報の内容	
開示決定をした理由	
保有個人情報の開示を実施する日	年 月 日
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

様式第 11 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正請求書

徳島県後期高齢者医療広域連合長 様

	請求者 氏名 住所 連絡先電話番号() —
--	---------------------------------

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の具体的な内容	(年 月 日 発第 号開示)
訂正請求の趣旨及び理由	

※ 代理人又は遺族等が請求する場合は次の項目についても記入してください。

代理人又は遺族等による請求	本人の氏名	年 月 日
	本人の住所(居所)	連絡先電話番号() —
	代理人の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人(<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人) <input type="checkbox"/> 任意代理人
	遺族等の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 2親等以内の血族(続柄) <input type="checkbox"/> 相続人(上記の配偶者及び2親等以内の血族を除く。)
	代理人が請求する理由	

(注)1 本人が請求する場合は、本人であることを示す書類(運転免許証, 旅券等)を提示し、又は提出してください。

2 代理人が請求する場合は、代理人自身の(注)1の書類に加え、法定代理人にあつて

様式第 12 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正の範囲	全部	一部
訂正の内容		
訂正をしない部分(一部の場合)		
訂正をしない理由(一部の場合)		
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —	
この決定に不服がある場合には、この決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(一部訂正に限る。)		

様式第 13 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報不訂正決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
この決定に不服がある場合には、この決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

様式第 14 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第 15 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定を適用することとし、次のとおり訂正決定等をする期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間	年 月 日から 年 月 日まで で
特例延長の期限	年 月 日
徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条を適用する理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第 16 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報等訂正実施通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで提供しました下記の(保有個人情報・情報提供等記録)については、次のとおり訂正の実施をしたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第97条の規定により通知します。

保有個人情報 の内容 情報提供等記録	
訂正実施年月日	年 月 日
訂正の内容	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
備考	

(注) この通知に関するお問合せ等は、直接上記の担当課までお寄せください。

様式第 17 号(第 4 条関係)

年 月 日

保有個人情報利用停止請求書

徳島県後期高齢者医療広域連合長 様

	請求者 氏名 住所 連絡先電話番号() —
--	---------------------------------

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の具体的な内容	(年 月 日 発第 号開示)
利用停止請求の趣旨及び理由	

※ 代理人又は遺族等が請求する場合は次の項目についても記入してください。

代理人又は遺族等による請求	本人の氏名	年 月 日生
	本人の住所(居所)	連絡先電話番号() —
	代理人の区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人(□未成年者 □成年被後見人) <input type="checkbox"/> 任意代理人
	遺族等の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者 □2親等以内の血族(続柄) <input type="checkbox"/> 相続人(上記の配偶者及び2親等以内の血族を除く。)
	代理人が請求する理由	

(注)1 本人が請求する場合は、本人であることを示す書類(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

2 代理人が請求する場合は、代理人自身の(注)1の書類に加え、法定代理人にあつては法定代理人の資格を証明するために必要な書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)を、法定代理人以外の代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状を提示し、又は提出してください。

3 遺族等が請求する場合は、遺族等自身の(注)1の書類に加え、遺族等であることを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)を提示し、又は提出してください。

4 利用停止を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出してください。

※ 以下の欄には記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()			
代理人等の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()			
受付	受付者印	主務課受理		
年 月 日				
年 月 日				

様式第 18 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止の範囲	全部	一部
利用停止の内容		
利用停止をしない部分(一部の場合)		
利用停止をしない理由(一部の場合)		
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —	
この決定に不服がある場合には、この決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(一部利用停止に限る。)		

様式第 19 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報利用不停止決定通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —
この決定について不服がある場合には、この決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に徳島県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、徳島県後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において徳島県後期高齢者医療広域連合を代表する者は徳島県後期高齢者医療広域連合長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

様式第 20 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第 21 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定を適用することとし、次のとおり利用停止決定等をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特例延長の期限	年 月 日
徳島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条を適用する理由	
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 — —

様式第 22 号(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

審査会諮問通知書

様

徳島県後期高齢者医療広域連合長 印

年 月 日付けの保有個人情報の(開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等)に対する行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求について、次のとおり徳島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る決定	年 月 日付け 発第 号による
審査請求に係る決定の対象となった保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
担当課	徳島県後期高齢者医療広域連合 課 電話番号 ー ー

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第4条関係)
様式第5号 (第4条関係)
様式第6号 (第4条関係)
様式第7号 (第4条関係)
様式第8号 (第4条関係)
様式第9号 (第4条関係)
様式第10号 (第4条関係)
様式第11号 (第4条関係)
様式第12号 (第4条関係)
様式第13号 (第4条関係)
様式第14号 (第4条関係)
様式第15号 (第4条関係)
様式第16号 (第4条関係)
様式第17号 (第4条関係)
様式第18号 (第4条関係)
様式第19号 (第4条関係)
様式第20号 (第4条関係)
様式第21号 (第4条関係)
様式第22号 (第4条関係)